

# 平成23年第11回新居浜市農業委員会農政部会議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成23年11月7日(月曜日) 14:30～15:12

(2) 会議の場所 新居浜市庁舎 5階 大会議室

## 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 16人

第1番	寺田福光	第9番	曾我部英敏
第2番	仙波憲一	第10番	高橋繁
第3番	小泉誠一	第11番	永井幸孝
第4番	藤田幸正	第12番	村尾浩一
第5番	藤原雅彦	第13番	澤田眞生
第6番	藤田幸隆	第14番	小野雄基
第7番	小野輝雄	第15番	合田有良
第8番	篠原浩司	第16番	神野幸雄

### (2) 欠席委員 0人

### (3) 農政部会委員外委員 15人(農地部会委員)

農地部会長	岡部正明	農地部会長代理	篠原修
	星加武比古		神野賢二
	矢野和光		守谷博明
	鴻上孝志		山下元
	秦昭一		片上和彦
	土岐博章		山本健十郎
	岡田充		神野照一
	前田和男		

## 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原正英	次長兼農政係長	岡野雄二
主幹	神野眞一	主査	明星章人

## 4 傍聴者 0人

## 5 会議に付議した事項

議案第1号 遊休農地対策について



## 6 議事

### 13時30分開会

小野部会長 皆さん、こんにちは。天候が若干ぐずっておりますけど、

景観形成作物をそれぞれのところで蒔いていただきました。川東につきましては10日に蒔くということでお願いします。

それでは、ただいまから平成23年第11回新居浜市農業委員会農政部会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において篠原浩司委員と曾我部英敏委員を指名いたします。御両名よろしくをお願いいたします。

本日は、御案内しておりましたとおり、「遊休農地対策について」を議題といたします。

8月中旬から約1カ月間、委員の皆さんには猛暑の中、耕作放棄地の調査にご尽力いただきありがとうございました。

遊休農地の増加は全国的な問題であり、どこの地域でも明快な解決策は見いだせないのが現状でございます。そういった中、遊休農地をこれ以上増やさないためには、我々農業委員が地元の農地が今どのような状況になっているのかを正しく把握することが重要であると思っております。新任の委員さんには初めてのことで大変ご苦労されたこととは思いますが、地元の農地の現状を再認識するよい経験になったのではないかと思います。

本日は、遊休農地の問題にどのように取り組んでいくべきかを議論していただきたいと思っております。

それでは、まず事務局から平成23年度遊休農地調査集計結果等について説明をいたさせます。

岡野事務局次長兼農政係長 (挙手) はい。

小野部会長 どうぞ。

岡野事務局次長兼農政係長 それでは、事前に委員さんに送付しております農政部会資料をご覧ください。

資料の1ページをお開き下さい。今年の8月から9月にかけて、農業委員の皆様には、大変暑い中遊休農地の調査を行っていただき、誠にありがとうございました。上の表は、その結果を基に、遊休農地の面積と農地面積に占める遊休農地の割合を表にしたものです。

また、下の表は、昨年平成22年度に同じ方法で調査を行った結果を基に調整したものです。

市全体の農地面積を集計する際、田畑面積の総計に樹園地面積を加えるべきところを誤って樹園地面積を差し引いて集計しておりましたため、農地面積が実際よりも少なくなっております。

したので、今回修正いたしましたのでご報告いたします。

平成23年度の調査結果でございますが、新居浜市の農地面積は1501万1624.09平方メートル、そのうち遊休農地面積は112万3586.78平方メートルで、農地面積に占める割合は7.48パーセントでございます。遊休農地のうち区分1緑（人力、農業用機械で草刈等を行うことにより、耕作が再開できる農地）は61万8380.65平方メートル、区分2黄（基盤整備を実施して再開すべき農地）は50万5206.13平方メートルとなっております。

次に、平成22年度の調査結果でございますが、新居浜市の農地面積は1512万8841.50平方メートル、そのうち遊休農地面積は123万8133平方メートルで、農地面積に占める割合は8.18パーセントでございます。遊休農地のうち区分1緑（人力、農業用機械で草刈等を行うことにより、耕作が再開できる農地）は81万3839平方メートル、区分2黄（基盤整備を実施して再開すべき農地）は42万4294平方メートルとなっております。

平成22年度と平成23年度を比較してみますと、緑の面積が減少しておりますが、平成23年度に調査方法の変更がありまして、草刈り等の保全管理を行っていただければ遊休農地から解消されたものとして遊休農地面積から削除しておりますので、必ずしも耕作再開による減少ではございません。農地面積自体も減少しておりますので、転用等による解消も考えられます。また、黄の面積が増加しておりますので、緑の減少分の一部は黄に移ったものと考えられます。黄の面積の増加は、遊休農地となって長期間放置されている農地が増加していることを示しており、懸念材料といえます。

2ページをお開き下さい。平成22年度に、1ページ下段の遊休農地の調査結果を基に、各班ごとに10件程度抜き出していただき農業委員さんによる戸別訪問等を行い、所有者等に遊休農地となった原因や今後の意向について聞き取り調査をしていただきました。その時の結果を集計したものが2ページのグラフです。今年5月の第5回農政部会で結果報告を行っておりますが、新任の委員さんもいらっしゃいますのでご説明いたします。

まず、耕作放棄地になった経緯ですが、最も多い理由は、当

主の死亡や病気などにより耕作できる人がいないということが挙げられています。次に他の仕事が忙しくて耕作できない、その次に高齢のため耕作できないという理由が挙げられております。この3つは、いずれも耕作者がいないという点で共通しており、3つの合計が56パーセントと過半数を占めていて、調査対象者の中ではこの問題が主因となっております。その外には、鳥獣被害、塩害、水利、土壌等の農地環境の問題が11パーセントと比較的大きな割合を占めております。

次に今後の意向についてですが、自己管理するが44パーセント、耕作する又はその予定が37パーセントで、81パーセントの人が遊休農地を農地として自分で保持したい意志を持っていることを示しております。

次に耕作・管理できない場合の意向についてですが、貸したいが25パーセント、売りたいが32パーセント、無回答と不明が43パーセントと意見が分かれる結果となっております。

以上が平成22年度に行った遊休農地の意向調査の結果でございます。

この意向調査は平成23年度も実施いたしますが、今回は、事務局からアンケート用紙を郵送して調査する方法で準備を進めております。今回の対象者は、市内居住者でなおかつ生存している遊休農地所有者を調査対象とする予定でおります。また、平成22年度の意向調査対象者で、平成23年度の調査においても遊休農地となっていた所有者等の内、前回の調査の時に農地を自分で管理すると回答した所有者等に、郵送による意向調査を行う予定でおります。

お手元にお配りしております遊休農地活用のための意向確認についてをご覧ください。こちらが、意向調査対象者に送付する依頼文及びアンケート用紙になります。このアンケート用紙に回答していただき、同封した返送用封筒で農業委員会事務局に返送していただくようになります。

次にお手元にお配りしております意向対象者リストをご覧ください。なお、個人情報が含まれておりますので、リストの取り扱いには細心の注意をお願い致します。

リストには、所有者または小作人の氏名、住所、遊休農地の地番、地目、面積を記入しております。氏名が塗りつぶされているのが小作人になります。8月から9月にかけて行った耕作

放棄地全体調査の結果を基に作成しており、委員の皆様には発送前に今一度ご確認をお願いしたいと思います。

お配りしております緑と黄に色を塗った住宅地図をご覧ください。今回の調査で耕作放棄地と判定した箇所を色塗りした地図です。リストにある地番を元に地図を見ていただいて、その場所を耕作放棄地と判定することに間違いはないかどうか確認をお願いします。現地調査の時は耕作放棄地と判定したが、今回改めて確認してみると耕作放棄地とはいえないというような箇所がありましたら、リストに線を引いて消して下さい。

また、お配りした意向調査発送リスト訂正票に、消した箇所の通し番号と消した理由（営農再開、保全管理等）を記入してください。

なお、11月25日（金）までに意向対象者リスト、意向調査発送リスト訂正表を事務局へ御提出ください。

この意向調査の対象者総数は、現在のリスト上で448名・685筆となっております。

アンケートは年内に発送し、来年1月中を目途に集計を行い、2月以降結果報告を行いたいと思います。

なお、郵送による調査は1、2年間かけて行う予定であります。その回答結果を踏まえて農業委員さんと共にどう対応するか協議してまいりたいと思っております。

次に、耕作放棄地等に係る納税猶予制度について説明いたします。

租税特別措置法に基づく農地等に係る贈与税および相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地（特例適用農地等）については、農業経営の継続（耕作していること等）が要件となっております。利用状況調査等で確認された遊休農地が特例適用農地であった場合には、納税猶予が打ち切られることがありますので、今後いつでも耕作可能な状態に戻すよう指導することになりました。また、納税猶予をうけている所有者には、適正な農地の管理をしなければ、納税猶予が打ち切られる場合がある旨をチラシでお知らせします。問い合わせ等があった場合には、対応よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

**小野部会長**

ありがとうございました。それでは、皆さんが現地調査を行う中で感じられたこと、また、遊休農地の解消につなげていく

ためにはどうすべきかを含めて御意見を申し上げます。

**小野部会長** 事務局へお聞きします。送るようにしているが、ここは自己管理できているという所をリストから外せばいいのですね。

**岡野事務局次長兼農政係長** (挙手) はい。

**小野部会長** どうぞ。

**岡野事務局次長兼農政係長** はい、そうです。

**篠原浩司委員** (挙手) はい。

**小野部会長** どうぞ。

**篠原浩司委員** 年2、3回刈っている人がこれは遊休農地になるのかと聞きに来ました。草刈りは年1回でもすればいいのですか。

**小野部会長** その状態にもよりますが、草刈りや、トラクター等で耕運したら農地に戻るといふ所は、保全管理していると言えます。

**寺田委員** (挙手) はい。

**小野部会長** どうぞ。

**寺田委員** 放棄地を草刈りする場合、田んぼの上から刈られるとアブラムシが飛んできて困るそうです。私のところに何度も連絡がありました。時期もありますが、どうせ刈るならこまめに刈って欲しいです。

**片上委員** (挙手) はい。

**小野部会長** どうぞ。

**片上委員** 確認ですが、地図でグリーンに塗ってあるのに名簿にのっていないのは、放棄地に当たらないということで省いているのですか。

**岡野事務局次長兼農政係長** (挙手) はい。

**小野部会長** どうぞ。

**岡野事務局次長兼農政係長** この中で、私どもに草刈り等の苦情の電話等がありましたら、指導した分については調査して省いております。また、今回対象になっているのは市内に在住していて、なおかつ生存している所有者です。

**原事務局長** (挙手) はい。

**小野部会長** どうぞ。

**原事務局長** 補足説明ですが、市内に在住していない人、死亡人は全て省いております。全体の名簿をお渡ししてもよかったですのですが、全体を配布すると量が多くなるので、今回調査するものについての名簿をお渡ししています。確認の意味で、市内在住で生存している所有者に送付をしようと考えていますから、農業委員さんには

その名簿しかお渡ししていません。地図からいくと、色が塗られているのに名簿にないというのは、生存者でないか市外の人です。この部分については次年度以降で調査、送付しようと考えています。

山本委員 (挙手) はい。

小野部会長 どうぞ。

山本委員 先日、指導してくれた放棄地があるのですが、そこはブルドーザが入って踏み倒しただけでした。根っこから折れていないのでまた生えてくるかもしれません。草刈りは年1回くらいでは管理しているとは言えないのではないですか。年3回は刈らないと駄目ですね。

藤田会長 (挙手) はい。

小野部会長 どうぞ。

藤田会長 草を1回刈ったとか、2回刈ったとかは、刈った時期と調査した時期とその時の気象にもよりますから、なかなか難しいのですが、皆さんもそれぞれ農業者としての経験がありますし、議員選出の方も委員さんと一緒になって調査したりして、遊休農地であるかそうでないかの判断ができるかと思いますのでよろしくをお願いします。

合田委員 (挙手) はい。

小野部会長 どうぞ。

合田委員 先日、耕作放棄地の調査をしたのですが、その後見てみますと田畑に生えている木を切ったり、草を刈った所があちこち見うけられたのですが、あれは自主的にやったのか、それとも農業委員会の方から処置して下さいと連絡したからなのか、どうなのですか。改善が見られましたのでお聞きします。

岡野事務局次長兼農政係長 (挙手) はい。

小野部会長 どうぞ。

岡野事務局次長兼農政係長 場所にもよりますが、地域の方から連絡があった分に関しては随時、対応しておりますが、その場所はどこですか。

合田委員 (挙手) はい。

小野部会長 どうぞ。

合田委員 例えば旦ノ上ですが、田んぼを荒らしていて、草でなく木が生えていたのをつい最近になって切っていなかった木を切っているので、農業委員会が連絡したから切ったのか、自主的に切ったのかその辺りをお尋ねします。農業委員会からフォローし

ているのであれば、耕作放棄地対策に効果があると思いましたが、  
のでお聞きします。

原事務局長  
小野部会長  
原事務局長

(挙手) はい。

どうぞ。

今回の調査で、農業委員会から通知し指導します。意向調査の段階で、農地法第2条の2において、農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないという通知を出す予定です。したがって、合田委員さんが言われている件につきましては、おそらく自主的にやったものではないかと思えます。ただ、年に何10件かは苦情処理のための適正な管理をしてくださいという依頼はします。全体的にはこの意向調査で約450件程度通知する予定にしています。

合田委員  
小野部会長  
合田委員

(挙手) はい。

どうぞ。

わかりました。農業委員会からはそういうアクションはとっていないということですね。了解しました。

小野部会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小野部会長

この問題につきましては、ずっと議論をしていかないといけない問題で、簡単に耕作放棄地が解決されるということにはなりません。市の農林水産課とか農協とかその他関係機関にも相談しながら、耕作放棄地の解消を目指して、特に農業委員さんには頭の片隅において農地をできる限り、借り手を見つけていただくか、相談に乗ってあげるというふうなことでよろしくお願いします。大変難しい問題でありますので、これからも協議を続けていくことにしたいと存じますのでよろしくお願いします。

以上をもちまして、平成23年第11回新居浜市農業委員会農政部会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

## 15時12分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会農政部会

部会長



委 員

委 員